

満期を経過した郵便貯金の早期お受取り等に関するお知らせ

満期を経過した郵便貯金について、次のとおりお知らせいたします。

- ① 当機構が管理しております平成19年9月30日までに預け入れいただいたすべての定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は、満期を過ぎています。

※ 民営化前にお預かりしました定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は、全ての口座が満期となっています。なお、自動継続扱いとしていた定期郵便貯金も、民営化以降（平成19年10月1日以降）は自動継続せず、満期となっていますのでご注意ください。

[郵政民営化前にお預けいただいた定期性の郵便貯金についてのお知らせ](#)

- ② 満期を経過した郵便貯金で、払い戻されずに残っている残高は次のとおりです。

【平成30年1月末】 (単位：億円)

元の郵便貯金	満期経過後の郵便貯金残高
定額郵便貯金	20,850
定期郵便貯金	847
積立郵便貯金	25
その他の郵便貯金	46
合計	21,770

注1 積立郵便貯金は、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金を含みます。

2 単位未満は切り捨てとしているため、合計については一致しないことがあります。

- ③ 満期後20年を経過してもなお払戻しのご請求等がない場合は、お客さまに「**権利消滅のご案内（催告書）**」を送付します。その後2か月を経過しても払戻しのご請求等がない場合、**その郵便貯金に関するお客さまの権利は消滅します**ので、満期となりましたら、お早めに払戻しの手続きをしていただきますようお願いいたします。

【権利消滅額】

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
権利消滅額	83億円	163億円	150億円	68億円

- ④ 詳細につきましては、「満期を経過した郵便貯金の払戻しに関するお知らせ」をご覧ください。

[満期を経過した郵便貯金の払戻しに関するお知らせ](#)